

佐賀県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年二月二十六日から平成二十二年三月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町用字五本松一四七九番一地先から	神崎市千代田町崎村字二本松一二五番九地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	一九・三 九・〇	一八・七 八・九
	一、三〇五・〇	一、三〇七・三